○国土交通省令第二十号

建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第八条第一項の規定に基づき、建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令

建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（打刻の記号の様式並びに打刻の位置及び方法） **第三条**　令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号による記号を直接打刻する方法又は当該記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。 **別記様式第二号** （略） (7)　数字及びアイ等の記号は、明瞭に表示すること。	（打刻の記号の様式及び打刻の位置） **第三条**　令第八条第一項に規定する打刻は、別表第二に定める位置に、別記様式第二号により行わなければならない。この場合において、打刻の番号は、同一暦年中においては、重複してはならない。 **別記様式第二号** （略） (7)　数字及びアイ等の記号の様式は、下図によること。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。